

## 議案第35号

上越市介護保険条例の一部改正について

上越市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月28日提出

上越市長 中川 幹太

上越市介護保険条例の一部を改正する条例

上越市介護保険条例（平成12年上越市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「3万2,100円」を「2万8,700円」に改め、同項第2号中「4万1,000円」を「3万5,700円」に改め、同項第3号中「4万5,000円」を「3万9,900円」に改め、同項第4号中「7万3,800円」を「6万9,700円」に改め、同項第5号中「8万200円」を「7万7,400円」に改め、同項第6号中「9万2,300円」を「8万9,100円」に改め、同項第7号中「50万円以上125万円未満のもの 9万6,300円」を「50万円以上90万円未満のもの 9万2,900円」に改め、同項第8号中「125万円以上160万円未満のもの 10万7,500円」を「90万円以上125万円未満のもの 10万700円」に改め、同項第9号中「160万円以上200万円未満のもの 10万8,300円」を「125万円以上160万円未満のもの 11万2,300円」に改め、同項第10号中「第39条第1項第9号」を「第39条第1項第10号」に、「200万円以上250万円未満のもの 13万2,400円」を「160万円以上200万円未満のもの 12万円」に改め、同項第11号中「第39条第1項第9号」を「第39条第1項第11号」に、「250万円以上350万円未満のもの 15万6,400円」を「200万円以上250万円未満のもの 14万3,200円」に改め、同項第12号中「第39条第1項第9号」を「第39条第1項第12号」に、「350万円以上500万円未満のもの 18万500円」を「250万円以上350万円未満のもの 17万4,200円」に改め、同項第13号中「第39条第1項第9号」を「第39条第1項第13号」に、「500万円以上700万円未満のもの 20万8,600円」を「350万円以上500万円未満のもの 20万5,200円」に改め、同項第14号中「第39条第1項第9号」を「第39条第1項第13号」に、「700万円以上900万円未満のもの 21万6,600円」を「500万円以上700万円未満のもの 24万3,900円」に改め、同項第15号中「22万4,600円」を「29万4,200円」に改め、同号を同項第17号とし、同号の前に次の2号を加える。

(15) 令第39号第1項第13号に掲げる者で合計所得金額が700万円以上900万円未満のもの 26万3,200円

(16) 令第39号第1項第13号に掲げる者で合計所得金額が900万円以上1,500万円未満のもの 28万2,600円

第8条第2項第2号中「125万円」を「90万円」に改め、同項第3号中「160万円」を「125万円」に改め、同項第4号中「900万円」を「160万円」に改め、同項第4号の次に次の4号を加える。

(5) 令第39条第1項第10号イ 200万円

(6) 令第39条第1項第11号イ 250万円

(7) 令第39条第1項第12号イ 350万円

(8) 令第39条第1項第13号イ 1,500万円

第8条第3項第1号中「1万6,100円」を「1万5,500円」に改め、同項第2号中「2万900円」を「2万200円」に改め、同項第3号中「4万1,000円」を「3万9,500円」に改める。

第10条第3項中「又は第6号ロ」を「、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に改める。

第17条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第17条の改正規定及び次項の規定 公布の日

(2) 第8条並びに第10条の改正規定及び附則第3項の規定 令和6年4月1日

(適用区分)

2 改正後の第17条の規定は、令和6年1月1日以後に発生した減免を受けようとする事由から適用し、同日前に発生した減免を受けようとする事由については、なお従前の例による。

3 改正後の第8条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。